

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人繩稚登の上告理由について

自筆証書によつて遺言をするには、遺言者は、全文・日附・氏名を自書して押印しなければならないのであるが（民法九六八条一項）、右日附は、曆上の特定の日を表示するものといえるように記載されるべきものであるから、証書の日附として単に「昭和四拾壹年七月吉日」と記載されているにとどまる場合は、曆上の特定の日を表示するものとはいえず、そのような自筆証書遺言は、証書上日附の記載を欠くものとして無効であると解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	戸	田	弘	
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山	亨	
裁判官	中	村	治	朗